

令和6年 月 日

大井上水道企業団
企業長 染谷 絹代 様

大井上水道企業団水道料金等審議会
会 長 佐藤 和美

答 申 書 (案)

令和5年6月22日付大上水第42号で諮問ありました標題の件について、本審議会において慎重に審議した結果、次のとおり結論を得ましたので答申します。

1. 適正な水道料金水準と料金体系について
2. 料金算定期間について
3. 料金改定時期について

はじめに

水道法第1条では、「清浄にして豊富低廉な水の供給を図り、もって公衆衛生の向上と生活環境の改善とに寄与すること」を目的と定めている。

水道は、市民生活及び社会経済活動を支えるために必要不可欠な社会インフラであり、将来にわたって安全・安心な水道を安定的に供給することが水道事業者には求められる。

大井上水道企業団水道事業は、終戦間もない昭和23年(1948年)大井上水道組合として給水を開始してから75年を迎え、耐用年数を超過する水道施設の老朽化対策と、減災・防災のための耐震化対策などが必要なことから、大井上水道企業団水道事業アセットマネジメント及び大井上水道企業団水道事業経営戦略を策定し、中長期的な更新計画と財政収支見通しを考慮しつつ、計画的に取り組みを進めている。これまでに、水道施設の中心となる、基幹施設など、優先度の高い施設から耐震性能を備えた施設に更新を行っている。しかしながら、高度経済成長期に合わせて集中的に整備した水道施設の更新などを着実に進めていくためには、多額の費用や専門的な知識を有する人材育成が必要となることから、その財源確保及び技術継承などが課題となっている。

大井上水道企業団の水道料金は、令和元年10月1日に平均10%の料金改定を実施したが、給水人口の減少、節水機器の普及や節水意識の高まりなどの影響を受け、有収水量は今後も減少傾向が続くと予想されていることから、水道事業の経営状況は厳しさを増すことが想定される。

一方、新型コロナウイルス感染症は5類感染症に移行し、コロナ前の日常を取り戻しつつあるが、ロシアによるウクライナ侵攻の長期化による国際情勢の不安定化や急激な物価高騰など、国内外の目まぐるしい変化が市民生活や社会経済活動に影響を及ぼしている。

本審議会は、このような状況に十分配慮しつつ、持続可能な水道事業の実現を目指し、回にわたり慎重に審議を重ねた。その結果、結論を得るに至ったので、ここに答申する。

なお、留意されるべき事項について、付帯意見を申し添える。

答 申

1. 適正な水道料金の水準と料金体系について

(1) 適正な水道料金の水準について

令和5年度から令和16年度までの財政収支見通しを基に経営状況を判断すると、10.0%程度の料金改定の必要性を認める。

(2) 料金体系について

現行の料金体系を維持し、基本料金、従量料金ともに一律改定することが望ましい。

2. 料金算定期間について

料金算定期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間とする。

3. 料金改定の時期について

実施時期については、十分な周知期間を設けることが必要であるため、改定日は令和 年 月以降に使用した水量から適用する事が適切との結論に至った。

4. 付帯意見

(1) 本審議会では、使用者へのサービス向上の観点から、新たな収納方法として、コンビニエンスストアでの収納について検討することを要望する。

(2) 料金改定後においても、より一層の経営効率化と経費削減に努め、施設の更新・改築にあたっては、ダウンサイジングなどによる合理化を図り、適正かつ健全な経営の継続に努めること。

(3) 水道料金の値上げは市民生活に直結することであるため、料金改定の必要性や変更点等を実施までに十分な周知期間を設けて、使用者への丁寧な説明に努められたい。

- (4) 高度経済成長期以降に整備された施設の大量更新、地震等の自然災害時における迅速な施設復旧に備えて、今後も積極的な人材育成、技術継承に努めることを要望する。

- (5) 令和5年3月に静岡県水道広域化推進プランが策定され、今後、水道事業者間の広域連携の取り組みが期待される。広域化によりメリットが得られる業務について、積極的に必要な見直しを行うこと。

(別表1)

現行料金体系と改定案との比較表(消費税及び地方消費税込)

区分		現行	改定案	改定額	改定率
(1)基本料金	13 mm 20 mm	825 円			
	25 mm	1,045 円			
	30 mm	1,650 円			
	40 mm	2,200 円			
	50 mm	2,832 円			
	75 mm	5,500 円			
	100 mm	35,750 円			
	150 mm	42,900 円			
(2)基本水量	13 mm 20 mm 25 mm	8 立法メートルまで			
	30 mm	なし			
	40 mm				
	50 mm				
	75 mm				
	100 mm				
	150 mm				
(3)従量料金 1 立法メートルにつき	13 mm から 150 mm	140.8 円			